

こんな方に **成年後見制度**

せいねんこうけんせいど

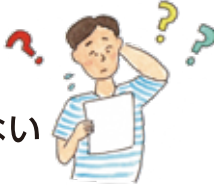
任意後見

将来、認知症になった時に、
財産の管理等が心配!



財産管理や契約等を支援する
任意後見人を選んでおける。

医療や福祉サービスの
手続や契約がよくわからない



成年後見人等がご本人に代わって、
契約や手続をしてくれる。

法定後見

何にお金を使って
しまったのか思い出せない



成年後見人等が不当な契約を
取り消してくれる。

よくわからずに
契約をしてしまった



「成年後見制度」の種類

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
将来に 備える方へ	重要な手続・契約の中で ひとりで決めることに 心配がある方	重要な手続・契約などを ひとりで決めることが 心配な方	多くの手続・契約などを ひとりで決めることが むずかしい方
ひとりで決めることが できるうちに 任意後見人を選定	一部の 契約・手続等の 同意・取消や代理	財産上の 重要な契約等の 同意・取消や代理	すべての契約等の 代理・取消
自分で選んだ人を 任意後見人に することができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、 福祉関係の法人やその他の法人)		

任意後見と法定後見では手続の流れが違います。

詳しくは、厚労省「成年後見はやわかり」のホームページでご確認ください。

相談窓口の検索は

成年後見はやわかり 厚労省

